

練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会

次期練馬区地域福祉計画策定に向けた意見まとめ（案）

令和元年 8 月

# 目次

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| <b>第1章 意見まとめについて</b> .....        | <b>1</b>  |
| <b>第2章 施策の方向性について</b> .....       | <b>2</b>  |
| 施策1 区民との協働と地域の支え合いをさらに推進する .....  | 2         |
| 施策2 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める..... | 4         |
| 施策3 多様な人の社会参加に対する理解を促進する.....     | 6         |
| 施策4 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する.....     | 8         |
| 施策5 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる .....     | 11        |
| <b>第3章 資料</b> .....               | <b>13</b> |
| (1) 委員名簿.....                     | - 13 -    |
| (2) 開催経過.....                     | - 16 -    |

# 第1章 意見まとめについて

練馬区では、現在の「練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画（ずっと住みたいやさしいまちプラン）」の計画期間が今年度で終了するため、来年度から始まる次期練馬区地域福祉計画（以下、次期計画という）を策定することとされました。

今年度に第3期練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会（以下、推進委員会という）が設置され、練馬区が策定する次期計画に盛り込むべき施策の方向性について、委員それぞれの立場から実感に基づく意見交換を行いました。

現在、急速な少子高齢化や高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の増加などの影響により、地域の関係性が希薄化するとともに、地域が抱える課題は多様化・複雑化しています。

このように社会状況が変化するなかで、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、「ともに支え合い、だれもが自由に社会参加のできるまち」を実現することが重要です。そのためには、区民との協働と地域の支え合いをはじめ、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり、多様な人の社会参加に対する理解促進、福祉サービスを利用しやすい環境整備を推進することが必要です。

また、平成30年4月に施行された改正社会福祉法により、地域生活課題を丸ごと受け止める包括的な支援体制の構築や子ども・高齢・障害・生活困窮など各福祉分野における共通事項を定めることが求められています。

本推進委員会は、このような状況を十分に踏まえつつ、推進委員会設置要綱に基づき、次期計画において練馬区が重点的に取り組むべき施策について、意見のまとめを提出します。各委員が表明した意見は貴重であり、各施策の組み立てにあたり、その趣旨を尊重していただきたいと思います。

なお、福祉のまちづくりの推進に関する施策および成年後見制度を中心とした権利擁護に関する施策については、福祉のまちづくり部会および権利擁護部会が所掌する施策であるため、両部会から本推進委員会へ対し、その方向性について検討した結果が報告されています。本推進委員会は、この報告を受け、意見まとめを提出するものです。

## 第2章 施策の方向性について

### 施策1 区民との協働と地域の支え合いをさらに推進する

検討にあたって区から提示された重点取組項目

- 1 地域の福祉力を支える担い手を応援する
- 2 気軽に立ち寄れる居場所をつくる
- 3 地域課題を自ら解決する力を引き出す

#### 施策提言（まとめ）

- 1 活動を希望する区民と人材を求める団体を適切に結びつけられるよう、各団体の情報発信をはじめ、マッチングを進める必要がある。
- 2 地域で気軽に相談できる居場所づくりが進むよう、活動する団体への支援制度を充実させるとともに、団体の活動を区民に周知することが重要である。
- 3 地域で自主的に活動する区民や団体と練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター等がこれまで以上に協働し、支え合える地域づくりを一層進めていくことが必要である。
- 4 多文化理解を促進するための国際交流の機会提供や、外国人の増加への対応策を検討することが必要である。

#### 【主な意見】

##### 地域の福祉力を支える担い手の育成について

パワーアップカレッジに通っていない人でも、仲間を集めるための交流会や団体へつなげるためのマッチングを進めることが望ましい。

パワーアップカレッジの運営方法として、年間授業料の見直しや卒業生への資格授与の仕組み、卒業後の起業支援助成金の増額、参加しやすいカリキュラムを検討すべきである。

地域が必要とする人材やサービスなどの見える化を進め、町会・自治会や民生・児童委員、地域活動団体等の活動の連携を進められたい。

民生・児童委員の選出について、人材を見つけることが難しい地区もあるため、幅広く募集を行うなど、適切な人材を選ぶ仕組みを検討すべきである。

## 気軽に立ち寄れる居場所について

街かどケアカフェの場所について、商店街の空き店舗やき事務所も候補に入れてもらえれば、スムーズな立ち上げが可能である。

区と協定を締結して街かどケアカフェを運営している団体同士が集まり、情報交換ができる機会を増やすことが望ましい。

街かどケアカフェについて、区報への掲載やスタンプラリーの実施など、区民への周知が必要である。

街かどケアカフェ、子どもカフェ、相談情報ひろばが練馬区公認の居場所であることがわかるよう、統一のステッカーを窓口に貼ることが望ましい。

区民から見れば、いつでも、どこでも、必要な時にそこに立ち寄って、話ができる場所が重要である。

社会福祉法人、民生・児童委員、地域福祉コーディネーターのネットワークにNPO法人も参加し、それぞれの専門性を発揮しながら地域の居場所を増やしていくことが重要である。

サロンや子ども食堂など、地域での自主的な活動を推進するためには、人・場所・費用をどのように確保するかを考える必要がある。

区民の主体的な活動を拡大するため、高齢者の健康づくりや認知症予防など、活動できる場の充実が必要である。

## 主体的に地域課題を解決する力、外国人に関連する取組について

ネリーズ(地域福祉協働推進員)の方々が地域福祉コーディネーターと連携し、居場所づくりやサロンなどの様々な活動に発展させていくなど、地域資源を増やしていくことが望ましい。

外国人との相互理解を進めることは、福祉分野の施策を推進するうえでも役立つことから、国際交流に関する取組を進めるべきである。

中国に残留して帰国した者は日本人との交流が少なく、言葉の問題などが課題となるため、今後の対応策について検討することが必要である。

## 施策 2 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める

検討にあたって区から提示された重点取組項目

- 1 鉄道駅や周辺のバリアフリーを充実させる
- 2 使いやすい公共施設を増やす
- 3 だれもが安心して使える・気軽に行ける身近な民間施設を増やす

### 施策提言（まとめ）

- 1 ハード・ソフトの両面から総合的にバリアフリーを推進することが必要である。
- 2 高齢者、障害者、乳幼児連れなど様々な当事者による点検などを通じて、利用者のニーズや課題を蓄積し、改善につなげる仕組みが必要である。
- 3 区民の暮らしに欠かせない様々な施設が、だれもが安心して利用できるものとなるためには、区民、事業者、区の連携と協力を一層進めることが重要である。

### 【主な意見】

#### 鉄道駅や周辺のバリアフリーについて

鉄道駅については、エレベーター整備による段差解消などに加えて、様々な利用者がより安全、円滑に駅を利用できる経路確保などについて、ハード・ソフトの両面から対策を進めていくことが必要である。

視覚障害者が鉄道駅を円滑に利用するための経路を確保してほしい。そのためには、駅員による声かけ、他路線への乗り継ぎ経路のバリアフリー化、券売機や有人改札を利用する視覚障害者と晴眼者の動線の錯綜（さくそう）への対応などが必要である。

エスカレーターの片側歩行によって片麻痺の方や子ども連れの方などが怖い思いをしている。適正な利用を普及させて欲しい。

視覚障害者誘導用ブロックは、エレベーターや階段までは整備されているが、エスカレーターにつながっていない。視覚障害者の多くは日常的にエスカレーターも利用しており、対応の検討が必要である。

#### 区立施設、区立公園のバリアフリー整備について

全ての人利用しやすい区立施設や区立公園となるよう、利用者の立場から整備を進めることが必要である。様々な利用者のニーズを把握し、バリアフリー整備に取り入れて欲しい。

聴覚障害者が必要な情報を得られる環境整備のため、警報や館内放送等の音声情報と合わせて、文字や光など視覚情報を提供する設備の導入を進めて欲しい。

施設や設備のバリアフリー整備後に、使いやすさや利用状況等の点検や検証を行い、更なる改善につなげる仕組みづくりが必要である。例えば、区の設備の破損等を見つけた区民がスマートフォンアプリから投稿できる「ねりまちレポーター制度（通称ねりレポ）」について、積極的な周知、活用を進めて欲しい。

スポーツ施設の改修等に当たっては、だれもが身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりをハード・ソフトの両面から進めて欲しい。車椅子スポーツだけでなく、視覚障害者のテニスや卓球などにも対応できる開かれた施設とすべきである。

区立施設の管理委託業者や指定管理者に対しては、バリアフリー設備の維持管理や障害のある利用者への対応を適切に行うよう、必要な情報提供や職員研修などの仕組みが必要である。

#### 民間建築物のバリアフリー促進について

医療施設については、施設や設備のバリアフリー整備に加えて、障害者の診療・入院時の対応を充実することも重要である。例えば、視覚障害者が検査等で院内を移動するときに適切な案内誘導があるなど必要な配慮が提供されるよう働きかけて欲しい。

既存施設については、構造的にバリアフリー化が困難であっても、ソフトの工夫次第で円滑に利用ができる場合がある。建築ストック活用の観点から、バリアフリーの基準にとらわれず柔軟な対応を検討して欲しい。

## 施策3 多様な人の社会参加に対する理解を促進する

検討にあたって区から提示された重点取組項目

- 1 学び合いで、個性を伸ばし、感性を育む
- 2 利用しやすい情報や案内で安心・快適な生活を支える
- 3 やさしいまちづくりの取組を広げる

### 施策提言（まとめ）

- 1 子ども達への心のバリアフリー教育は、対象年齢を拡大し、段階的に取り組んでいくことが必要である。
- 2 ユニバーサルデザインを学ぶ場は、学校の中だけではなく、地域で、だれもが学べる機会が必要である。
- 3 だれもが社会参加が可能となるよう、障害の有無や内容に関わらず、同じ情報が得られる取組を進めるべきである。

### 【主な意見】

#### ユニバーサルデザインの理解について

心のバリアフリー教育については、単発の授業ではなく、連続性のある仕組みがあるとよい。段階的に理解し、つながっていく教育が重要である。

手話を通した心のバリアフリー教育の進め方を区や学校と一緒に考えていけるとよい。

ユニバーサルデザイン体験教室は、子ども達と共に保護者も理解を広げる場となるとよい。知識だけではなく、気づきや行動についても体験できるとよい。

民間の事業者や社会福祉協議会等でも、子ども達が障害者や高齢者への理解を深める講座を行っている。ユニバーサルデザインの考え方を統一して事業を行うとよい。

ユニバーサルデザイン体験教室は、学校の中だけではなく地域でも行うとよい。

ユニバーサルデザインに関する研修や資料等については、区民や事業者等が活用できる手段を検討して欲しい。

道に迷ったり、困ったりしていることをうまく人に伝えられない人もいる。困っている人への、声かけや行動へのきっかけとなるような取組をしてほしい。

## わかりやすい情報提供について

障害者に対する情報保障が少なく、現状は、我慢をしている部分が多い。障害者の社会参加が可能になる社会へと変革して欲しい。

駅や街中では、声による情報提供に加え、文字や映像を活用することで、聴覚障害者、難聴者、あるいは高齢者でも見れば分かる案内や誘導の方法を増やして欲しい。区からの情報提供について、ホームページだけでなく、高齢者や障害者に配慮し、視覚情報、聴覚情報等の情報保障に配慮して進めて欲しい。

## やさしいまちづくりについて

商店街に期待するバリアフリー化を区から提案して欲しい。商店街としてもやさしいまちづくりを実践したいと考えている。

気軽に実践できるバリアフリーの取組を案内する冊子等を、商店街会員に配布して欲しい。



## 施策提言（まとめ）

- 1 本人の状況に応じた適切な後見人が選任されるよう、本人と後見人候補者とのマッチングを進める必要がある。
- 2 成年後見制度に関わる関係者の支援力を向上する取組を進めるべきである。
- 3 当事者や関係者の声を聞き、わかりやすく、ニーズに合った周知や支援を行う必要がある。
- 4 任意後見制度についても、周知と利用支援が必要である。
- 5 法人後見については、特性を区民にも周知したうえで、練馬区社会福祉協議会やNPO法人など、各法人の特色を生かして後見業務を実施することが望まれる。
- 6 親族申立ての支援や、親族後見人のサポートを一層進めることが重要である。
- 7 権利擁護は、居住支援やひきこもりの人への支援なども含まれる幅の広いものであり、自ら支援を求めることが困難な人にどのようにアプローチしていくかを考える必要がある。

### 【主な意見】

#### 成年後見制度の利用支援について

本人の意思決定支援や身上保護も重視した適切な後見人が選任されるよう、中核機関を中心として、本人と後見人候補者とのマッチングを進める必要がある。

25か所の地域包括支援センターの均一化とレベルアップが必要であり、それに向けて区が力を入れて支援することを期待する。

専門職後見人という第三者が入ることによって、本人や家族が直面する課題が解決するという経験を何度もしている。利用して良かったという人の意見、上手くいっているケースを汲み取って、周知してほしい。

特に知的障害者、精神障害者および関係者に対して、成年後見に関する情報提供などの支援を充実してほしい。

成年後見制度のニーズが発生する現場はどこなのかを常に意識して、真に必要な人に情報が届くようにすることが大切である。

病院のソーシャルワーカーへの成年後見制度等の情報提供とバックアップに取り組むことが必要である。

ケアマネジャーが様々な制度を十分に理解すれば、本人や家族に適切なアドバイスが出来る。実際の現場から広げ、積み上げていくことが非常に大切になる。

任意後見の必要な方が多いと感じる。法定後見には至らないが、生活や色々な契約、財産管理に不安があって誰かの手を借りたい方は多いと実感している。

任意後見制度は、自己決定の観点から活用が期待されるが、利用が伸び悩んでいるため、利用を促す方法を検討する必要がある。

#### 法人後見や社会貢献型後見人等の活用推進について

法人後見は、社協だけでなく、NPO法人等も取り組むものであり、特性を区民に理解してもらうことが必要である。

超高齢化社会、認知症の罹患者が増大し、専門職の後見人だけでは到底対応できない中で、親族後見人を増やし、支援していくことが必要になる。

慣れていない親族による申し立てが増加することから、相談窓口の丁寧な対応と申し立てへの支援に力を入れて欲しい。

#### 権利擁護に関連する支援事業の充実について

生前の安否確認と死後の費用補償事業について、区民への周知不足、煩雑な利用要件のために利用をためらうケースがあることを実感している。もっと使いやすい制度設計ができれば良い。

精神障害者は賃貸住宅をなかなか借りられない実態がある。また、家庭内暴力に悩む声や、家の中の問題を自分だけで解決しようとする家庭をどうやって救うかが一番の課題である。権利擁護を利用する以前の段階として、この切実な課題に取り組むことが重要である。

成年後見制度だけですべてが解決できるわけではなく、権利擁護は幅広く捉える必要がある。身元保証の問題などもこの一例である。また、助けを求めることができない状況の方に、どのようにアプローチしていくかを考える必要がある。

例えば「住まい確保支援事業」など、事業を本当に必要とする方に新しい事業を周知していくことは非常に難しい。当事者にも協力を仰ぎ、ホームページを使えない人達のことも考えて、周知の仕組みを検討して欲しい。

判断能力が不十分な人々への支援として、成年後見だけではなく、生活支援などを含めた包括的な支援があるとよい。

日々の見守りネットワークは、地域包括支援センターだけではなく、民生委員、町会・自治会、老人クラブなど、身近な地域で活動する人とつながりながら作っていくことが重要である。

終活をする人が増えているが、本人が亡くなった後、遺族が終活内容を知らないケースがある。終活や死後の片付けなどについて、区が取り組む必要がある。

- 今後の高齢化を踏まえ、認知症対策そのものを充実させていく必要がある。

## 施策5 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

検討にあたって区から提示された重点取組項目

- 1 包括的な支援を推進する
- 2 福祉サービスの質を向上させる
- 3 災害時の要支援者対策を推進する

### 施策提言（まとめ）

- 1 8050問題やダブルケアなど、複合的な課題を抱えている世帯に対し、各相談機関等がこれまで以上に連携し、円滑に対応することが重要である。
- 2 良質な福祉サービスを提供するため、福祉サービス第三者評価の実施なども計画に位置付け、取組内容を充実させることが必要である。
- 3 災害時の避難支援やサービス提供について、日頃から実践的な訓練を積み重ねるとともに、要支援者の特性に合った情報を発信することが必要である。

### 【主な意見】

#### 包括的な支援について

複合的な課題を抱える世帯から相談を受ける者は、他分野に関する知識が必要であり、多職種での勉強会や連絡会など、各機関と顔の見える関係づくりが必要である。また、個人情報の問題もあるが希望する区民もその場に参加できることが望ましい。自ら相談窓口に行けない人への対応など、地域福祉コーディネーターが民生・児童委員等と一緒に地域の中に入り、適切な相談機関へつなげている事例があるので、計画に位置付けてほしい。

ひきこもりは家族が誰にも相談せずに抱え込んでしまうので、民生・児童委員だけで把握することは難しい現状がある。自分から困っていることを発信できない住民への対応策を検討する必要がある。

町会・自治会と民生・児童委員が地域生活課題に関する情報を交換する機会を設けるなど、地域の実情に合わせた連携方法を検討する必要がある。

外国人も賃貸住宅への入居を断られるケースがあるため、住まい確保支援事業の対象拡大を検討するべきである。

相談者が相談先でたらい回しにされないよう、適切な機関につないでいくことが望ましい。

専門機関や関係機関同士をつなぐネットワーク(メタネットワーク)の構築を進め、どこが中心で何をやっていくのか責任体制の明確化が必要である。

子ども、高齢者、障害者など各福祉分野の様々な相談機関を体系づけて整理し、区民にわかりやすく発信していくことが求められる。

## 福祉サービスの質の向上について

取組内容を充実させるため、福祉施設の第三者評価の実施、人材育成支援などの事業掲載も検討するべきである。

地域における公益的な取組については、社会福祉法人の質の向上や地域貢献につながるといった目的を明記することが重要である。

## 災害時の要支援者対策について

災害時に、特に支援が必要な方が避難拠点に避難することが想定されることから、避難拠点と福祉避難所の合同訓練を実施することが望ましい。

聴覚障害者には避難訓練時の音声が届かないため、情報を得られやすい配慮をするなど、聴覚障害者も参加可能な訓練の実施が必要である。

福祉避難所の数を増やすことに加えて、専用の部屋、専門的支援の人材確保が重要である。

自閉症の子どもやその家族が、実際にどこの福祉避難所で適切な支援を受けられるのか、福祉避難所の場所や機能などをわかりやすく周知する必要がある。

## 第3章 資料

### (1) 委員名簿

#### 地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会名簿

|    | 区分      | 氏名             | フリガナ      | 所属団体等             |
|----|---------|----------------|-----------|-------------------|
| 1  | 公募区民    | 内田 敦子          | ウチダ アツコ   | 公募委員              |
| 2  |         | 佐藤 良雄          | サトウ ヨシオ   | 公募委員              |
| 3  |         | 中村 弘           | ナカムラ ヒロシ  | 公募委員              |
| 4  |         | 中山 恵           | ナカヤマ メグミ  | 公募委員              |
| 5  | 学識経験者   | 高橋 儀平<br>(委員長) | タカハシ キンペイ | 東洋大学名誉教授          |
| 6  |         | 今井 伸<br>(副委員長) | イマイ シン    | 十文字学園女子大学人間生活学部教授 |
| 7  | 地域活動団体  | 鳥海 隆秀          | トリウミ タカヒデ | 練馬区町会連合会          |
| 8  |         | 石川 大           | イシカワ ヒロシ  | 練馬区商店街連合会         |
| 9  |         | 千葉 智也          | チバ トモヤ    | 特定非営利活動法人手をつなご    |
| 10 |         | 浦嶋 正男          | ウラシマ マサオ  | 虹のカフェ大泉(街かどケアカフェ) |
| 11 |         | 川井 淳子          | カワイ スミコ   | 大泉小学校避難拠点運営連絡会    |
| 12 |         | 房 悦理           | フアン ユイリ   | 外国語相談員            |
| 13 | 福祉関係団体  | 田中 敏           | タナカ サツ    | 練馬区民生児童委員協議会      |
| 14 |         | 森山 瑞江          | モリヤマ ミヅエ  | 練馬区障害者団体連合会       |
| 15 |         | 増田 時枝          | マサダ トキエ   | 練馬区老人クラブ連合会       |
| 16 |         | 清水 みどり         | シミズ ミドリ   | 中村橋地域包括支援センター     |
| 17 | 社会福祉協議会 | 河島 京美          | カワシマ キョウミ | 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会  |

## 福祉のまちづくり部会員名簿

|    | 区分     | 氏名              | フリガナ       | 所属団体等                                 |
|----|--------|-----------------|------------|---------------------------------------|
| 1  | 学識経験者  | 高橋 儀平<br>(部会長)  | タカシ キヘイ    | 東洋大学名誉教授                              |
| 2  |        | 植田 瑞昌<br>(副部会長) | ウエダ ミチヨ    | 国立障害者リハビリテーションセンター研究所<br>障害工学研究部流動研究員 |
| 3  | 事業者団体  | 岡崎 章臣           | オガサキ アキト   | 東京建築士会練馬支部                            |
| 4  |        | 青木 伸吾           | アキ シンゴ     | 介護サービス事業者連絡協議会住宅改修部会                  |
| 5  | 事業者    | 長田 裕太郎          | ナガタ ユウタロウ  | 西武鉄道株式会社                              |
| 6  |        | 村里 誠            | ムラサキ マコト   | 東京地下鉄株式会社(東京メトロ)                      |
| 7  |        | 草深 玲安           | クサカキ リンアサ  | 東京都交通局                                |
| 8  | 地域活動団体 | 仲田 守宏           | ナカダ マサヒロ   | 練馬区商店街連合会                             |
| 9  |        | 千葉 智也           | チバ トモヤ     | 特定非営利活動法人手をつなご                        |
| 10 | 福祉関係団体 | 赤坂 静夫           | アカサカ シズオ   | 練馬区老人クラブ連合会                           |
| 11 |        | 鴨治 慎吾           | カモジ シンゴ    | 練馬区身体障害者福祉協会                          |
| 12 |        | 的野 碩郎           | マキノ ヒロシ    | 練馬区視覚障害者福祉協会                          |
| 13 |        | 浦田 成幸           | ウラタ ナリユキ   | 練馬区聴覚障害者協会                            |
| 14 |        | 福山 祥平           | フクヤマ ショウヘイ | 練馬手をつなぐ親の会                            |
| 15 |        | 響田 英夫           | ヒビタ ヒデオ    | 特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会                   |

## 権利擁護部会員名簿

|   | 区分      | 氏名              | フリガナ      | 所属団体等                                 |
|---|---------|-----------------|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 学識経験者   | 飯村 史恵<br>(部会長)  | イムラ ミエ    | 立教大学コミュニティ福祉学部准教授                     |
| 2 | 専門職団体   | 遠藤 真吾           | エドウ シンゴ   | 東京弁護士会                                |
| 3 |         | 上山 浩司<br>(副部会長) | ウエヤマ コウジ  | 公益社団法人<br>成年後見センター・リーガルサポート<br>東京支部   |
| 4 |         | 石川 康雄           | イシカワ ヤスオ  | 公益社団法人<br>東京社会福祉士会権利擁護センター<br>ぱあとなあ東京 |
| 5 | 福祉関係団体  | 金子 禎子           | カネコ ティコ   | 特定非営利活動法人<br>認知症サポートセンター・ねりま          |
| 6 |         | 横井 紀子           | ヨコイ ルコ    | 練馬手をつなぐ親の会                            |
| 7 |         | 轡田 英夫           | ウツタ ヒデオ   | 特定非営利活動法人<br>練馬精神障害者家族会               |
| 8 |         | 酒井 玲子           | サイ レイコ    | 特定非営利活動法人<br>成年後見制度推進ネットこれから          |
| 9 | 社会福祉協議会 | 河島 京美           | カワシマ キョウミ | 社会福祉法人<br>練馬区社会福祉協議会                  |

## ( 2 ) 開催経過

### 地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会 開催経過

| 回     | 開催日           | 検討項目  |
|-------|---------------|---|
| 第 1 回 | 令和元年 5 月 17 日 | 次期練馬区地域福祉計画の策定について<br>練馬区の地域福祉・福祉のまちづくりに関する現状と課題<br>検討内容の整理<br>スケジュール |
| 第 2 回 | 令和元年 6 月 11 日 | 次期練馬区地域福祉計画の体系(案)について<br>施策 1「区民との協働と地域の支え合いをさらに推進する」                 |
| 第 3 回 | 令和元年 7 月 26 日 | 施策 5「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」<br>部会からの報告                                  |
| 第 4 回 | 令和元年 8 月 28 日 | 次期練馬区地域福祉計画策定に向けた意見まとめ(案)について   |

## 福祉のまちづくり部会 開催経過

| 回   | 開催日       | 検討項目  |
|-----|-----------|---|
| 第1回 | 令和元年6月21日 | 次期練馬区地域福祉計画の策定について<br>練馬区の福祉のまちづくりに関する現状と課題<br>検討内容の整理<br>スケジュール<br>次期練馬区地域福祉計画の体系(案)について |
| 第2回 | 令和元年7月17日 | 施策2「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」<br>施策3「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」<br>推進委員会への報告                   |

## 権利擁護部会 開催経過

| 回   | 開催日       | 検討項目  |
|-----|-----------|---|
| 第1回 | 令和元年6月20日 | 次期練馬区地域福祉計画の策定について<br>練馬区の地域福祉・福祉のまちづくりに関する現状と課題<br>検討内容の整理<br>スケジュール<br>次期練馬区地域福祉計画の体系(案)について<br>施策4「権利擁護が必要な方への支援体制を整備する」について |
| 第2回 | 令和元年7月16日 | 推進委員会への報告   |